

# 図書館通信 —78—

1986.12

## 電算化 第一歩

十月末、附属図書館の本館および分館に業務電算化のためのコンピューターが搬入されました。これによって本学の図書館もより機能的なシステムの構築へ向けて実質的にスタートしたことになります。

このたびの電算化構想が具体的に動き出したのはここ数年のことですが、利用者としてあるいは図書館として電算化を望む声は当然以前からありました。「図書館通信」を通して振り返ってみますと、創刊当時の1970年頃、将来のこととしながらも、図書館は電算機の導入を情報化時代の展望として持つべきであるとする意見がありますし、広域ネットワークの端末機器が情報提供サービスにフル回転する図書館の未来像に想いを馳せたりしています。また、たびたび行われていた図書館職員のための研修会や講習会においても電算機による業務処理などが取り上げられています。70年代もなかばになりますと海外の電算化された大学図書館の紹介記事が載るようになり、情報処理能力と共に総合的なサービスの向上を図ることが大学図書館の早急に解決すべき課題であることを感じさせます。

電算化関係の話題が一段と豊富になり、しかも現実味を帯びてくるのはやはり80年前後からです。それは、学術審議会の答申「今後における学術システムの在り方について」をもとに、国立大学図書館協議会でも全国規模のネットワーク構想を真剣に検討し始めたからです。このような情勢と相前後して、分館そして本館にJOISその他の検索システムが図書館全体の電算化に先駆けて導入されており、文献のオンライン検索に対するニーズが強いことをうかがわせます。図書館としても、学術情報ネットワークへの参加と業務の効率化によるサービスの向上のため、コンピュータ導入の方向を打ち出し、図書館業務電算化委員会を発足させ、前号の詳細な報告にあるような経過をたどっています。

附属図書館浜松分館長 藤田郁夫

電算化の必要性が説かれて少なくとも十数年。この間、図書館経費は窮屈になるとともに、急増する膨大な情報を一つの大学図書館で所有することは困難になってきており、全国的にも学術雑誌等の集中化が進められ、図書館間の情報格差が強まったといえるのではないのでしょうか。一方、情報提供に関してはますますその迅速性が要求されるようになってきています。このような状況の中で、図書館は電算化によるネットワークを形成し情報資源を共有することによってこれらの問題を解決したいと願っています。

幸い、多くの業務処理が共通している本館と浜松分館が一体として電算化されました。分館としては本館と同時に同一レベルで電算化することを考えておりましたが、分館が遠隔の地にあることなどのために、当初はあまり見通しの良いものではありませんでした。しかし、機種選定の段階で再度分館の希望を検討していただき、それと並行して行われた本省との折衝によって本館と分館を結ぶ電話回線の経費が考慮されることになりましたので、基本的には分館においてもほとんどの業務が本館と同じようにできるはずでした。この点に関しまして御尽力いただきました方々に、紙面をお借りしてお礼申し上げます。

現在、学術情報システム全体の構成やセンターのデータベースの充実など大きな課題がまだ残されています。これらは参加する図書館すべての協力に待つところが大きいです。また、今回導入されたシステムは利用者として誰もが描くであろう電算化された図書館の理想像を実現するには程遠いものです。やがて、システムのレベルアップも必要になるでしょう。電算化は始まったばかりです。本学に適した電算化形態を模策しながら、電算化してよかったといえるシステムを目指さなければならないと思います。

## 《静岡地裁掛川支部寄贈図書に寄せて》

# 「民法出デテ忠孝亡ブ」

田中克志

本学附属図書館が昨年静岡地裁掛川支部より寄贈を受けた明治期刊行の法律書 605 冊の「寄贈図書目録」が去る 10 月に発刊された。これによって、我が国における近代法の形成・発展の足跡を辿るうえで貴重な文献資料を含むこの寄贈図書の全容を容易に知ることができるようになり、このうえなく便利になった。私が所属する人文学部法学科では、かかる文献資料の入手も契機となり、昭和 61 年度教育研究学内特別経費によって「日本における近代国家・法体制の形式とその特質」とのテーマで共同研究を行うことになっている。

ところで、この寄贈図書について民法の専攻である私がとくに興味をもつのは、現行民法典の編纂作業に関係する、『全国民事慣例類集』、ボワソナード起稿の民法草案、フランス・ドイツ・オランダ・デンマーク・イタリア・ロシア・アメリカのルイジアナ州・スイスのベルン州など明治 10 年代に出版された外国民法の翻訳書などが数多く含まれていることである。そこで、寄贈図書の資料的価値の紹介をかねて、日頃なにかと世話になりながらも一般の人々には馴染みのうすい民法典「誕生」のいきさつについて祖述してみたい。

現行民法は、家族法の部分（第四編親族、第五編相続）を除き、明治 29、31 年に公布・施行されたものである。日本帝国憲法が明治 22 年にできあがっており、この時期は我が国における近代的法制度の確立期にあたる。もっとも、民法典の成立までにはいくつもの草案が起草されている。民法典編纂の試みに最初に着手したのは、かの江藤新平である。彼は、すでに、明治 3 年 9 月に太政官制度局に民法会議を設け、箕作麟祥に対して「誤訳も亦妨げず唯速訳せよ」と催促してフランス民法典を翻訳させ、これを基礎として審議を進めてできたのが 79 条からなる民法決議であった。その後、明治 5 年の皇国民法仮規則（条文総数 1184 条）、これを大体において受け継いだとみられる明治 7 年前後に成立した左院の民法草案（家族法関係の五編からなる）があるが、明治 8 年には左院が廃止されている。同年 8 月司法省に民法課が、翌 9 年 5 月には地方慣例取調局がおかれ、地方の旧慣の調査を行っている。その成果が、明治 10 年・13 年に発表された『民事慣例類集』『全国民事慣例類集』（司法省）である。箕作らにより起草さ

れた民法草案は明治 10 年および 11 年の二回に分けて司法卿に提出されたが、フランス法典の影響の強いものであった（明治 11 年民法草案）。

この箕作草案の廃棄後、明治 13 年に、元老院内に民法編纂局が設けられ、家族法については、日本の風俗慣習に基づいて制定されるべきとの方針から熊野敬三、磯部四郎ら日本人の手によって起草がなされることになったが、財産法の起草は、明治 6 年以来司法省御雇外人として招かれ明法寮（後の司法省法学校、東京大学法学部仏法科）で法学教育に携わっていたフランス人ボアソナードに依頼された。というのは、財産法については、外国取引、不平等条約改正の必要、国内における資本主義の発展を促進するために、「泰西主義」をとらざるをえなかったのである。箕作、磯部らがボアソナードの仏文草案の翻訳に従事した。民法典編纂事業はその後司法省に引き継がれ、民法草案は、法律取調委員会、元老院にて修正を加えられ、さらに枢密院の議に付され、明治 23 年 4 月に、財産法（財産編、財産取得編（相続等を除く）、担保編、証拠編）が、10 月には、家族法（人事編、財産取得編第二部（相続等））が公布され、双方とも明治 26 年 1 月 1 日から実施すべきものと定められた。これがいわゆる「旧民法」である。

ところが、旧民法の公布後、以前からくすぶっていた民法の施行延期を求める猛烈な反対運動が起った。明治 24 年、穂積八束は、「民法出デテ忠孝亡ブ」というセンセーショナルな論題で、「家長ノ神聖ニシテ犯スベカラザルハ祖先ノ靈ノ神聖ニシテ犯スベカラザルヲ以テナリ。家族ハ長幼男女ヲ問ハズニ其威力ニ服従シニ其保護ニ頼ル。一男一女情愛ニ由リテ其居ヲ同フス之ヲ耶蘇教以後ノ家トス。我民法亦此ノ主義ニ依レリ。民法ノ法文先ツ国教ヲ排斥シ家制ヲ破滅スルノ精神ニ成リ、僅ニ「家」「戸主」等ノ文字ヲ看ルト雖却テ之ガ為メニ法理ノ不明ヲ招ク……鳴呼極端個人本位ノ民法ヲ布キテ三千余年ノ信仰ニ戾ラントス」と論じた。さらに、翌 25 年には、英法派といわれる穂積ら 11 人は連署で「法典実施延期意見」を発表し、新法典は「倫常ヲ壊乱ス」、「憲法上ノ命令権ヲ減縮ス」、「予算ノ原理ニ違フ」、「国家思想ヲ欠ク」、「社会ノ経済ヲ攪乱ス」、「税法ノ根源ヲ變動ス」、「威力ヲ以テ学理ヲ強行ス」の 7 項目を主

張した。これに対して、仏法派といわれる磯部、熊野らは「法典実施断行ノ意見」を掲げて反論した。これが世にいう民法典論争である。この論争のなかで、延期派は、民法が弱肉強食の武器であることを強調し、民法がよって立つ個人主義と自由主義法制の限界と弊害を指摘した。確かに、明治20年代には一方に巨大な寄生地主層、他方に、土地を喪失し貧困にあえぐ小作人層の増大という二極分解が生じており、その背景のもとでは、延期派の主張はむしろ説得力をもった。しかし、国家と「家」共同体を中核にすえた共同体の再生の必要を説くことにより、かれらは、まさに、寄生地主・資本家のイデオロギーの代弁者の役割を担った。

この民法典論争は結局延期派の勝利に終わり、第3帝国議会にて、明治29年12月31日まで旧民法の施行が延期されることに決まった。そこで、法典編纂事業は、新設の法典調査会の仕事となり、

起草委員の穂積陳重、富井政章、梅謙次郎（いずれも当時30代）が主としてドイツ民法第一草案であるがほかにフランス・スイスなどの民法を参考にしながら起草し、これが法典調査会での討議・修正を経て、明治29年・31年の第9・12の両帝国議会にて成立した。法典調査は家族法上の法人格を財産法上の法人格と峻別するという大原則のもとに進められたため、財産法の部分は、そっくり現在まで引き継がれているが、戸主権により統制された家族制度、長子単独の家督相続制度、男尊女卑の封建思想に基礎づけられた諸規定が盛り込まれた家族法は、とくに農村の地主・小作人関係を、従ってまた天皇制を支える法的基盤となったがゆえに、敗戦後、日本帝国憲法とともに根本的改正を免れえなかったのである。

※若干の文献を参照したが、引用は省略する。

〈人文学部・民法〉

## 明治期刊行の法律書

春山俊夫

静岡地方裁判所掛川支部は長期に亘って明治期刊行の法律書を倉庫に保管してきた。同支部は昭和60年に庁舎の新築、移転するに当たってこの図書をより有効に活用するために静岡地方裁判所を通し最高裁判所図書館と協議したうえで地元におけるこの分野の研究者を有し部外研究者にも開放している静岡大学の附属図書館に寄贈することとした。

掛川支部は掛川区裁判所として明治12年10月1日に掛川宿に設立された。この図書の受入れについては詳細な記録簿が保存されていないため不明だが、主要な部分は司法省からの配布された図書であることは疑いがない。明治10年ごろより司法省は司法の近代化を促進し、裁判官にもそれに見合う学識と教養を具備すること、積極的に法律書の刊行につとめ、また裁判所に配布するようになった。しかし掛川支部には設立時より明治12年までの刊行書は法令集を除くと殆ど無く、明治13年以後の図書が圧倒的に多くなる。これは明治13年に裁判官に実費頒布することを止めて、出版の都度各庁の備付本として本庁3部・支庁1部宛配布することに改めたからのようである。

この政策のためか、当時憲法制定や国会の開設を望んで公けにされたはずの内外の図書が掛川支部の図書の中に殆ど見当たらない。裁判所はこの騒然としている政治の世界から自らを閉ざし、西洋の先人の書を教養の古典としていたのだろうか。

現在まで相当多数の古書が保管されるにいたった理由として明治初期の司法省が図書を貴重品視し保管を厳重にしたことがあげられる。各庁の図書の保管は無期限と定められ、図書出納命令官は毎年度末2カ月以内に当該年度において各庁所蔵図書と亡失毀損等により所有権の失われた図書を司法大臣に進達すべきものと定められた。この事大主義的な感じのする管理が当時の図書を今まで散逸もせずに保管されてきたと解することができよう。掛川支部の場合も同様であった。

最高裁判所図書館はその前身である大審院図書館を焼失したため、その後全国各地裁判所が特に古い図書を処分するに当たっては協議する旨の規則を定め、明治期刊行の法律書を各裁判書より移管し「明治文庫」を設けている。今回の掛川支部も前述したようにこの処置がとられ、一部はこの文庫に移管されたが大部分は当館に寄贈されることとなった。

明治期刊行図書の所蔵の少い当館にとってはこのうえない貴重な資料である。掛川支部の取られた好意ある処置に対し感謝をもって大いに利用していただきたい。

参考文献 守屋克彦 「明治初期の裁判資料について」 『刑事裁判の理論』昭和54年刊所収 ※「静岡地方裁判所掛川支部寄贈目録（明治期刊行法律書）」は参考調査係に備付けてあります。御利用下さい。 〈附属図書館・専門員〉

## 学術情報センターでの半年間

真 中 進

御存じの方がおられるかどうか、参考調査係の者が一名、半年程姿を消しておりました。これはその間のお話です。

さて、静岡から北東へおよそ四十五里、東京は拓殖大学のそばに、学術情報センターというところがあります。遙か前身の東京大学情報図書館学研究センター以来 10 年分の過去を背負って、昭和 61 年 4 月に発足したところでした。

その目的とするところは、学術情報（≒文献）の流通の促進です。もっと特定した言い方をすれば、すでにどこか（の図書館）が持っているものを、それを持たない者が容易に入手できるようにする、ということです。このためのネットワークを形作って、そのセンターとして機能すべきところなのです。

これには様々な事業が必要となります。

まず、世の中にはどんな種類の資料があるか、わからないといけません。そのためにデータベースを構築、あるいは購入し、オンラインによる検索サービスを（研究者に直接）提供します。

次に、欲しい資料がどこにあるかをわかるようにします。そのために、総合目録を作成し、検索できるようにする、これもオンラインで行います。

そして、その資料を手に入れる手立てが必要となりますが、これはすでに図書館等の間で行っていることを、ネットワーク上で行うことから始めていく予定です。

また、システムを運用していく上で、センター外の者への宣伝・講習・研修は欠かせません。

このうち、すでにオンラインでの総合目録の作成を開始し（本学は未参加）、宣伝・講習・研修も様々な形で行われ、その他のサービスも準備中というのが現状です。未だ創成期にあるのです。

On the job training という言葉を聞かれたことはありますか。実際に仕事をさせることで、現場に即した知識なり技術なりを得させようというものです。

学術情報センターでも、研修制度の中にこれを組み入れ、その前身より数年にわたって、実施しております。すでにできたものではなく、これからできていくもの、その開発・運用に直接携わることで、学術情報センター、そのシステムに関する知識を得させようというのです。

消えた係員も、その間この研修生として、かの

センターに在籍しておりました。

彼が携わったのは、主に資料の入手に関わる部分でした。ある資料の所在がわかったら、そこへ申込書を送る、受け付けた方では、それに対し回答なり発送通知なりを送る。このやりとりを、学術情報センターのコンピュータを通して行おうというシステムの、開発の協力です。

幸いにも、一からシステムを作り上げるという話ではなく、すでに試作されているものをチェックし、改善案を作成せよ、というものでありました。

マニュアルはなく、あるのは仕様書と端末と時間だけ。そして、人。逆に、これだけあれば、何とかなるものです。

先人の作った仕様書抜粋をもとに、他の研修生の援助を得てバグ出しを実行。そして修正依頼。

端末と仕様書をなぶりものにしながら、マニュアル作成。日立製の端末は、物理的衝撃に対しても、なかなか強靱なところを見せてくれたようです。

さらに都内四大学の協力を得て、改善案の作成。これは、その直前で期限切れとなったため、最後までやりおせませんでした。

このような作業を通して、彼は何を得たことでしょうか。

学術センターとそのシステムについての知識は、通り一遍のことは得たようです。

コンピュータのソフト・ハード双方の知識については、大して変わっておりません。

彼が直面した一番大きな問題は「わからない」でした。仕様書と言えど、システムをいじくる一方で書いている現状では、全てを表現しているわけではありません。確かな記録も記憶もないまま、マニュアルだけは作成しなければならない。とにかく「知ろうとする」「やってみる」「それを記録する」ことの大事さは、十分わかった筈です。

そのノウハウ——それはノウハウの名に値することなのです——をどの程度学んできたか、それは当館がこれから業務の電算化、及び学術情報ネットワークへの参加を「やってみる」中で、明らかにされるでしょう。

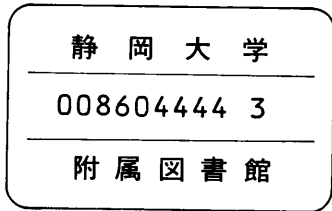
（学術情報センター・ニュースおよび学術情報センター要覧を御覧になりたい方は、参考調査係のカウンターまでどうぞ）

〈附属図書館・参考調査係〉

# 電算化一貸し出しの方法は!?

前号で、電算機導入について、機器構成などをお知らせしたところ、数多くの方からいろいろな質問があいつぎました。その中で圧倒的に多かったのが、電算化によって利用のしかたが、どのように変化するのか、というものでした。

現在(11月27日)のところ、細部のツメを行っている段階で、決定案を提示することはできませんが、先号でもお知らせしましたように、LOOKS/Uなるパッケージを使う限り、アウトラインに大きな変化を求めるわけにはいきません。貸し出しの(たぶんそうなるだろう、と考えられる)手順を説明します。



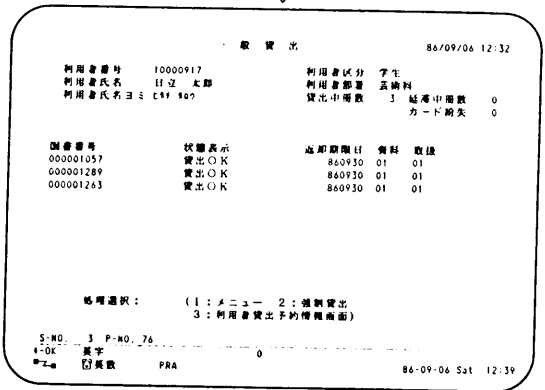
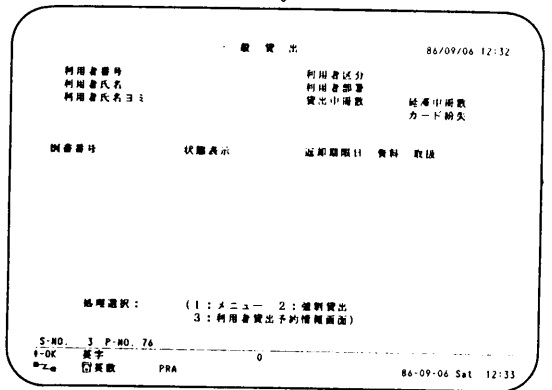
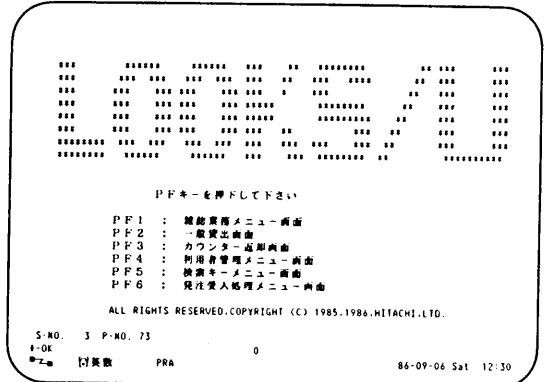
すでに、気付いた人もいると思いますが、開架図書のとびらの部分に、上のようなラベルが張付けてあります。プリントされている数字は、本図書館における各図書のユニーク番号。この数字をOCRリーダーで読み取ることによって、図書に関するコントロールが可能となるわけです。

書庫内の図書には、このラベルが付されていませんので、導入後、始めて貸し出しの対象となった時点で、作成されることとなります。少々待ち時間が生じます(2回目からは、当然、その時間は無くなります)。

利用者についても、同じようにユニークな番号が必要ですので、(多分)数字をプリントした新しいフォームの貸出証が発行されます。それは、貸出時のみに必要で、これまでのように、図書館で預かることはありません。返却時にも不要です。

右図は、貸し出し時に、端末装置に表示される画面の推移です。アクシデントが発生しない限り、図書番号だけの表示でコントロールされますので、誰がどんな本を貸りたか、ということは館員以外の人には一切わかることはありません。また、貸し出しの記録そのものも、一定期間をすぎたのち、完全に抹消されます。

と、説明してきますと、利用者にとってはイイコトづくめのように思われますが、ひとつ、気をつけて頂かなければならないことがあります



—これまでの手作業では、返却の遅れについて、そのチェックが難かしく(20日遅れの人にオトガメが無く10日遅れの人にペナルティがつくような不公平が起きないようにするために)、寛大に扱ってききましたが、これからは、そのチェックが瞬時に出来るようになるわけです—他の利用者に迷惑をかけないためにも返却期限を守りましょう。

## ■教職員著作寄贈図書

日野資純 (人文学部)

『日本の方言学』東京堂⇒ 818/H 61

山内一芳 (人文学部)

『大修館英語学事典』〈執筆〉大修館書店

⇒ 830.3/Ma 83

『英語学研究 松浪有博士還暦記念論文集』

〈執筆〉秀文インターナショナル⇒ 830.4/Ma 83

『バーンハート英語新語辞典』〈執筆〉秀文インターナショナル⇒ 833/B 23

『英語学コース第1巻英語史』〈共著〉大修館書店⇒ 830.8/E 37/1

山脇貞司 (人文学部)

『親族法・相続法100講』〈執筆〉学陽書房

⇒ 324.6/Ku 28

安藤 実 (人文学部)

『ベルリン・嵐の日々1914～1918』〈共訳〉

有斐閣⇒ 945.9/G 48

三富紀敬 (人文学部)

『フランスの不安定労働改革』ミネルヴァ書房

⇒ 366.023/Mi 62

林部敬吉 (教養部)

『人間論』〈編著〉酒井書店⇒ 140.4/H 48

『心理学』〈共著〉酒井書店⇒ 140/I 68

佐藤照雄 (教育学部)

『地域文化を探る』教育出版センター⇒ 357.3/Sa 85

『歴史学習指導の視点と方法』〈編著〉東京法令出版⇒ 375.32/Sa 85

『歴史教育の視点を求めて』〈佐藤照雄先生還暦記念論集〉教育出版センター⇒ 357.32/Ka 94

小島英夫 (理学部)

『現代物理学入門』大竹出版⇒ 420.7/Ko 39

高橋洋児 (法経短大)

須藤 修 ( )

『資本論を物象化論を視軸にして読む』〈執筆〉

岩波書店⇒ 331.34/Ma 59 H

杉山忠平 (名誉教授)

『窓辺から』未来社⇒ 049.1/Su 49

植松 茂 (名誉教授)

『尾張志』索引〈編〉愛知県郷土資料刊行会

⇒ 215.6/O 93 U/a

『植松茂岳』第2部 愛知県郷土資料刊行会

⇒ 121.27/U 41 U/2

『離屋詠草』上〈編〉鈴木浪学会⇒ 911.128/Su 96/1

岡部政裕 (名誉教授)

『歌集業余』⇒ 911.16/O 37

山下太郎 (名誉教授)

『静岡の歴史と神話』吉見書店⇒ 215.4/Y 44

静岡大学教育学部附属静岡小学校

『子ども自らが解決していく学習』明治図書

⇒ 375/Sh 94

静岡大学電子工学研究所

『高崎宏先生研究論文集』〈高崎宏先生追悼事業会編〉⇒ 425.04/Ta 52

## ■図書館委員会報告

(昭和61年度第2回S.61.9.12金)

議 事

1. 図書館業務電算化に伴う導入機種を選定にあたり、業務電算化委員会及び機種選定委員会において日立 HITAC-L 470 X システムを採用したことの報告があり、これを了承した。
2. 円高差益による電気・ガス料金の暫定値下げに伴う光熱費予算の減額措置について審議の結果、今年の値下げ相当額を年度末において各局にそれぞれ還元することとした。
3. S.61.6.12開催の第33回国立大学図書館協議会総会で、学術情報システム特別委員会の設置が承認され、本学附属図書館がそのメンバー館として選出されたことの報告があった。

## ■お知らせ

附属図書館では、冬期休業期間中、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

1. 休館  
昭和61年12月22日(月)より昭和62年1月5日(月)まで休館となります。(備考)新年は1月6日(火)より開館しますが、1月10日(土)まで延長開館は行いません。
2. 貸出期限の延期  
昭和61年12月15日(月)から62年1月8日(内)の間に貸し出した図書の返却期限は、昭和62年1月16日(金)とします。  
●16日は混みあいますので、返却可能な方は14日以前にお返し下さい。